

谷内六郎作品等の寄贈に関する覚書

谷内達子（以下「甲」という。）と横浜質市（以下「乙」という。）は、故谷内六郎作品等（以下「作品等」という。）の寄贈に際し、次のとおり覚書を交換する。

第1条 乙は、甲から寄贈を受けた作品等の保存管理に万全を期すと同時に、観音崎に建設を予定している美術館（以下「美術館」という。）において展示公開し、作品および資料が有効に活用されるよう努める。

第2条 乙は、甲の長女森広美を、作品等の調査研究および整理保存に関する助言のための専門委員として委嘱する。乙が森広美に支給する報酬は、月額 228,000円とし、その月分を翌月15日までに支給する。

2 専門委員の委嘱の期間は、平成10年4月1日から平成11年3月31日とするが、特段の事情がないかぎり向こう1か年延長するものとし、以後この例による。ただし、専門委員の設置期間は25年を超えないものとする。

3 専門委員委嘱期間内に、森広美に委員を継続し得ない事由が生じた場合、乙は、甲の複製する者に対し、前項の期間を超えない範囲において、専門委員を委嘱する。

第3条 甲が、乙に寄贈した作品等を使用しようとする場合は、乙が別に定める規則により申請し、乙の許可を受ける。

第4条 美術館内のミュージアムショップで販売する作品等に関する物品は、朝六郎工房の製品とする。

第5条 乙が、公共の目的に使用する印刷物等に作品等の写真を利用する場合、および収蔵品目録、企画展目録、館報、研究紀要、ポスター、チラシ、チケット等、通常の美術館活動に必要な印刷物に作品等の写真を利用する場合は、甲は乙に著作権使用料を請求しない。

第6条 この覚書に定めのない事項およびこの覚書に関し疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成10年4月1日

甲

谷内達

乙

神奈川県横浜質市小川町11
横浜質市
代表者 市長 沢田秀

